

ている。

/家事、育児能力がある。

1. 援助機関との関係

関係が良好で信頼関係があり、相談・援助を受け入れる。

/援助者を受け入れているか、率直に話せているか。援助機関と保護者の間に信頼関係が樹立しており、今後も継続的な援助が可能と判断されるか。

サ. 帰宅時等の問題

面会、一時帰宅、措置停止中に虐待などの問題がなかった。

/訪問するなど直接的観察による判断を行う。

[家庭環境等]

家族、家庭を総合的に評価し、一方に多少の問題があっても、家族の中にそれをカバー・抑止する能力、機能があるかどうかで判断する。

在宅生活を維持する上で、親戚、近隣知人等の家族周辺の援助は重要な意味を有する。

7. 親子関係

親子関係が改善している

/自然な親子関係が成立しており、緊張場面がない。安定した信頼関係（安心感）が築かれている。

1. 家族関係

家庭での人間関係（夫婦、きょうだいなど）に問題がない。

/夫婦関係がうまくいっているか。家族システムが入所前より変化し、再発の可能性が少ない。家庭が子どもにとって快適な居場所となっている。きょうだい関

係も評価する。

ウ. 親族関係

親族との関係に不和、孤立等の問題がない。

/保護者と親族の間に葛藤がない。

1. 経済的問題

定職に就いているなど、経済的に問題がない。

/仕事は順調か。生活を営むに足りる収入を得ているか。借金の返済が済んでいるか、順調に返済計画が進んでいるか。

ホ. 生活環境

住環境に問題がない。家事能力に問題がない。

/安定した生活基盤（住居等）がある。家事ができているか、家の中が片付いているか等。

カ. 子を守る人がいる

日常的に児童を守る人がいる。

/家庭内、近隣に住む親戚、知人等、日常的に子どもの様子が把握でき、虐待再発時に子どもを守れる人がいる。乳幼児の場合はそのような人が同居していることが原則となる。

[地域の状況]

社会資源の有無を確認し、親戚、近隣知人等による援助の可能性を確認する。社会資源を活用することは、保護者の精神的・物理的な負担の軽減につながる。家庭養育機能の補完として保育所や放課後児童健全育成事業等を活用することは、在宅生活を維持する上で重要であるとともに、虐待が再発した場合における早期発見にもつながる。

家族の状況観察と家族支援を実施する

場合、緊急時に即応できる相談体制、すなわち、セーフティネットワークを整備しておくことが不可欠である。

家庭引き取り前に関係機関との事例検討会を開催して役割分担を決めておく。保育所、学校等は子どもの理解者であり、守ってくれる存在であることを理解させ、安心感をもたせるため事前の面接（面会）等しておく。

関係機関とは、どのような見守り体制（セーフティネットワーク）を敷いておくのか具体的に詰めておくとともに、虐待が再発した場合における緊急避難先や対応策を事前に検討しておく。

7. 近隣との関係

地域、近隣とのトラブルなどが無い。

/地域で孤立していないか。対立していないか。

イ. 地域の受け皿

保育所、幼稚園等の入所、入園が可能または転校手続きが完了している。

/具体的に手続きをしているか、また、入所、入園の可能性はどうか確認しておく。

ウ. 地域の理解

保育所、幼稚園、学校等の理解が得られている。

/事前に連携を図り、保護者への対応、モニタリング等について理解・協力を得ておく。

エ. 援助機関の支援

援助機関の支援体制、事例検討会の開催等を確認済み。

/援助や再発の早期発見のためのネットワーク（セーフティネットワーク）が

地域に存在する。家庭復帰について事前に関係機関の理解を得ておくとともに、家庭復帰後は事例検討会等において、今後定期的または必要に応じて援助方針の確認と検討を行う旨調整が済んでいる。

〔その他〕

児童福祉法施行令第9条の4により、措置解除に当たって、児童相談所は施設長の意見を参考にしなければならないとされていることから、施設と十分協議した上で措置解除を決定する。

同意入所の後、保護者の意向が変化し、引き取りを強く要求する場合や、解除をめぐる児童相談所と施設の意見が異なる場合等には、児童福祉審議会の意見を聴取する。

7. 施設との協議

施設との協議により措置解除が適当との合意に達した。

/施設が引き取りに懸念を示す場合には「ややはい」に○をつける。十分に協議ができていない場合は「不明」に○をつける。

イ. 児童福祉審議会で措置解除が適当との意見を聴取した。

/児童福祉審議会で、条件付きで措置解除が適当との意見が出された場合は「ややはい」に○をつけるとともに、特記事項欄にその理由を具体的に記入する。措置解除が不適当との意見が出された場合には「いいえ」に○をつける。未提出の場合は「不明」に○をつける。

なお、児童福祉審議会に提出する必要のない場合には「はい」に○をつけると

ともに、特記事項欄にその旨記載しておく。

〔合計〕

「はい」「ややはい」「ややいいえ」「いいえ」「不明」それぞれ○のついた項目の数を記入する。ただし、●のついた項目はカウントしない。

② その他留意事項

「アセスメントシート」において「不明」に○のついた項目は、早急に事実関係の把握に努める必要がある。

なお、アセスメントシートはあくまで援助のためのものであって、リスクアセスメントのためのものではない。したがって、リスクアセスメントを本アセスメントシートで行うのは危険であり、注意を要する。

(4) プログラムシートについて

① 家庭復帰援助プログラム

家庭復帰援助プログラムは家庭復帰に向けた援助体制に関する計画である。すなわち、家庭復帰のためのアセスメントにおいて設定された当面の援助目標を達成するために、どのような援助体制で臨むのかを記したプログラムである。したがって、最上欄の最終月は当面の援助目標の達成が見込まれる月が記載されることになる。

プログラムは、親子接触に関する計画、児童相談所の援助体制、ネットワーク会議、関係機関の役割で構成されている。

「親子接触」欄には、通常、面会、外泊のそれぞれについて、誰が（虐待者、虐待していない方の保護者、面会における同席者等を含む）どの程度の頻度で行うかを月

別に具体的に記述する。

「児童相談所」欄には、どの保護者（子）を対象にどの職員がどの程度の頻度で家庭訪問又は来所による援助を行うのかを記述する。子どもの場合は施設における援助も含まれる。援助を担当する職員については、シート下欄の凡例を参考に記号を記入する。

「ネットワーク会議」欄には、ネットワーク会議の時期、頻度を記入する。

「関係機関の役割」欄の左欄（ ）内には、機関名称を、その下の欄にはネットワーク会議で決められた各機関の具体的な役割を簡潔に記入する（例えば、「（児童委員）訪問による見守り」など）。

そして、右の各欄には、児童相談所における当面の援助目標達成予定月までの各機関の具体的な援助体制（職名、頻度、援助内容等）を記入する。

② 在宅援助プログラム

在宅援助プログラムは在宅指導に向けた援助体制に関する計画である。無論、施設等からの家庭復帰後のフォローアップも含まれる。在宅援助のためのアセスメントにおいて設定された当面の援助目標を達成するために、どのような援助体制で臨むのかを記したプログラムである。したがって、最上欄の最終月は当面の援助目標の達成が見込まれる月が記載されることになる。

プログラムは、児童相談所の援助体制、ネットワーク会議、関係機関の役割で構成されている。

「児童相談所」欄には、どの保護者（子）を対象にどの職員がどの程度の頻度で家庭訪問又は来所による援助を行うのかを記述する。援助を担当する職員については、シ

ート下欄の凡例を参考に記号を記入する。

「ネットワーク会議」欄には、ネットワーク会議の時期、頻度を記入する。

「関係機関の役割」欄の左欄（ ）内には、機関名称を、その下の欄にはネットワーク会議で決められた各機関の具体的な役割を簡潔に記入する（例えば、「(児童委員) 訪問による見守り」など）。

そして、右の各欄には、児童相談所における当面の援助目標達成予定月までの各機関の具体的な援助体制（職名、頻度、援助内容等）を記入する。

5. 考察

(1) ツール開発のコンセプト

ツール開発を行うに当たって、次の点をコンセプトとした。

- ① 多忙な業務を考慮して、可能な限りシンプルなものにすること。例えば、アセスメントシートの項目は必要最少限のものとする。
- ② 担当者以外の者でもケースの状況やプログラム内容、進捗状況が容易に理解できるようビジュアル化を図ること。
- ③ アセスメントシートについては、時系列的にケースの状況変化がビジュアルに比較できる形式のものとする。

(2) アセスメントツールの利点と限界

今回開発したツールの利点として次のようなことが挙げられる。

- ① 調査、援助に際して最低限把握すべき項目が明確になる。
- ② 評価の客観性が確保できる。
- ③ 担当者が替わっても評価や処遇の一貫性が確保できる。

④ アセスメントを他の職員や他の機関と共同で行うことにより、職員間、機関間で認識、援助目標の共有化が図れる。

⑤ ビジュアル化を図ることにより、事例における変化を客観的に把握できる。

アセスメントツールには、このような利点があるが、詳細、具体的な情報や微妙な情報等を盛り込むことができないという限界もある。また、ケースによって援助を行う上での重要なファクターが異なるわけであるが、アセスメントツールだけでは当該ケースにとってどれが重要なファクターであるかがつかめない。さらに、ツールの完成度にもよるのであるが、ツールに掲載されている項目以外に重視しなければならないファクターが存在するケースもあり得よう。したがって、家庭復帰の適否判断やプログラムの策定をツールのみによって行うのは危険である。あくまでツールは補助手段であって、詳細は別途記録に留めておく必要がある。

(3) 本調査研究の課題

援助のためのアセスメントツールとプログラムシートの開発を目的として本調査研究を行ったが、種々の課題も残されている。

① 虐待の種別や子どもの年齢等に対応したよりきめ細かなアセスメントツールの考案

本調査研究で考案したアセスメントツールは、虐待の種別や子どもの年齢等を考慮していないが、今後は虐待の各種別（特に性的虐待やネグレクト）に対応したよりきめ細かなアセスメントツールを

検討する必要がある。また、乳幼児は虐待による深刻なダメージを特に受け易いため、乳児用、幼児用のツールを別途検討する必要がある。

② アセスメント項目の精査

現場での適用可能性を考慮してアセスメントツールは極力シンプルであることをコンセプトとしたため、必要な項目が抜け落ちてしまっているかも知れない。今後当ツールを活用する中で、最少にして十分な項目をさらに検討するとともに、因子分析等の統計的手法により、各項目の重み付け等の作業を行う必要がある。

③ 児童相談所における援助枠組みの検討

保護者には様々なタイプがあり、また、虐待にも様々なタイプがある。西澤は、虐待する親を「育児不安型」「完全主義的養育型」「愛情欠如型」など9のタイプに分けているし（注1）、岡本らは援助者との関係の持ち方を軸に親を「援助者と情緒的な繋がりがもてるか、ないしは徐々に深まる」「援助者との関係が表層的で深まらない」「援助に抵抗や拒否を示す」の3群に分けている（注2）。援助を進める上で、保護者がどのようなタイプに属するのかを見極めることは極めて重要である、つまり援助のためのアセスメントにおいてこのことが極めて重要なファクターとなりえるが、本調査研究ではこの点については触れていない。今後の研究に委ねたい。

また、現行制度上、保護者への援助は法制度上、一義的には児童相談所の業務

として位置づけられている。しかし、児童相談所のみで保護者への援助のすべてを行うのは到底不可能である。保護者に精神疾患がある場合は、医療が必要になろうし、保護者の個人的なライフヒストリーを扱うカウンセリングなどはカウンセリングの専門機関を活用した方がよいケースもあろう。

したがって、保護者のどのようなタイプが児童相談所の直接的なサービスに適合し、どのようなタイプはどの機関で対応するのが望ましいのかを精査するとともに、各機関に応じたアセスメントツールと援助プログラムが用意されていく必要があるだろう。

④ 保護者参加が可能なアセスメント、プログラムツールの開発

援助は援助を受ける側と援助する側の一種の契約であり、援助方法や援助内容について両者の合意がなければ成立しない。このためには、アセスメントやプログラム策定は保護者とともに実施することが望ましい。しかし、本研究で考案したツールは、保護者参加までは視野に入れていない。今後、保護者参加を想定したツールについて検討していく必要がある。

⑤ 援助技法の開発

本調査研究で検討を行ったのは、援助のためのアセスメントとプログラムシートという、いわばツールにしか過ぎない。つまり、援助技法にまでは踏み込んでいない。従って、これらのツールを活用することにより、援助目標なり援助体制の

枠組みが明らかになったとしても、実際に援助目標を達成するには援助技法の確立が不可欠である。既に全国の児童相談所等において試行錯誤が重ねられつつある。これらの知見を集積することにより、効果的な援助技法を模索する必要がある。

と児童虐待への地域における予防的支援方法の開発に関する研究」(主任研究者：服部祥子)、平成14年度厚生労働科学研究報告書(第9/11)

おわりに

本調査研究では、神奈川県、大阪府、横浜市の児童相談所によってそれぞれ考案されたアセスメントツール、プログラムシートをベースにさせていただいた。そして、大阪府、北九州市の児童相談所には実際のケースについてこれらのツールを活用していただき、ご意見を頂戴した上で修正を加え、今回のツールとした。ご多忙な中、協力をいただいたこれら児童相談所の皆様には心からお礼を申し上げる次第である。

いうまでもないが、ここに示したツールは叩き台に過ぎない。種々の課題が残されていることも前述したとおりである。これらのツールを積極的に活用していただき、修正が加えられることによって、より効果的で適切な援助に資するツールに育てていただくことを願ってやまない。

注 1) 西澤哲「被虐待児童の保護者への支援のあり方3」虐待傾向を示す親への援助(総論)、平成13年度厚生科学研究「被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究」(主任研究者：庄司順一)、平成13年度厚生科学研究報告書(第5/7)

注 2) 岡本正子他「虐待する親・家族機能の質的評価と虐待進行の予防的支援方法の開発に関する研究」、平成14年度厚生労働科学研究「児童虐待発生要因の解明

図1 家庭復帰のためのアセスメントシート

児童氏名 _____ ケースNo. _____ 評価者 _____ 記入日 H 年 月 日
 年齢 _____ 虐待の種類別: B・N・S・E

	はい	ややはい	ややいいえ	いいえ	該当項目に○をつける	不明	特記事項				
児 童	家庭復帰の希望				家庭復帰を望んでいる(真の希望でない場合は●)						
	虐待者への感情				親への恐怖心が消失し、気持ちの整理が来ている						
	情緒的安定				対人関係や情緒が安定し、環境への適応が可能である。						
	児童の問題行動				児童の生活態度や問題行動が改善している						
	援助を求める能力				再度虐待を受けた場合、自ら援助を求められる						
虐 待 者	引き取りの希望				家庭引取を希望している(真の希望でない場合は●)						
	精神的安定				常に精神的に安定している						
	児童への感情				児童に対し肯定的感情を持っている						
	心的外傷の理解				虐待行為による児童への心的外傷を理解している						
	虐待を認めている				態度や行為が虐待に当ると認めている						
	反省している				虐待したことを真に反省している(真の反省でない場合は●)						
	保護者の問題				保護者の生活態度や問題行動が改善している						
	児童の理解				子どもの立場に立った見方や感じ方ができる						
保護者の自覚				保護者としての自覚を持てるようになっている							
養育知識・技術				具体的な養育知識や養育技術を取得している							
援助機関との関係				関係が良好で、相談・援助を受け入れる機関がある							
帰宅時等の問題				面会、一時帰宅、措置停止中に虐待等問題が無かった							

家庭環境等	親子関係					親子が安心・安定して過ごせる状況がある	
	家族関係					子どもの物理的・心理的居場所がある	
	親族関係					親族との関係に不和、孤立等問題がない	
	経済的問題					定職に就いているなど、経済的問題がない	
	生活環境					子どもの生活が保障されている	
	子を守る人がいる					日常的に児童を守る人が家庭内または近隣にいる	
地域状況	近隣との関係					地域、近隣において孤立、トラブルなど問題がない	
	地域の受け皿					保育所、幼稚園、学校等の入園、入学が可能	
	地域の理解					保育所、幼稚園、学校等の理解を得ている	
	援助機関の支援					援助機関の支援体制等を確認済み	
その他	施設との協議					施設との協議により措置解除が適当と判断された	
	児童福祉審議会					措置解除が適当との意見を聴取した(提出不要は●)	
	合計 (29項目)					○の数を記入(●はカウントしない)	

総合評価

- ・前回(又は初回アセスメント)以降の改善点
- ・前回(又は初回アセスメント)以降改善のない点
- ・当面の援助方針(重点的に取り組む事項)

前回アセスメント時期 年 月 日

前回プログラム作成時期 年 月 日

次期評価予定時期 年 月

図2 家庭復帰援助プログラム

児童氏名 _____ ケースNo _____ 作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 作成者 _____

	月	月	月	月	月	月	月
親子接触							
通信 面会 (立会者)							
外泊(泊数)/月							
児童相談所	保護者	家訪 (頻度等)					
	〔 〕	来所 (頻度等)					
		子	施設				
	〔 〕	来所					
		家訪					
ネットワーク会議							
関係機関の役割	(役割:)						
	(役割:)						
	(役割:)						
	(役割:)						
	(役割:)						

児童相談所における当面の援助目標・援助方針:

家庭引取り年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	今年アセスメント年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	次回アセスメント予定年月 _____ 年 _____ 月 _____ 日
----------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------



図3 在宅援助のためのアセスメントシート

児童氏名 _____ ケース No. _____ 評価者 _____ 記入日 H 年 月 日

年齢 _____ 虐待の種類別: B・N・S・E

	評価				特記事項
	はい	ややはい	やはい	いえ	
虐待者への感情				いいえ	不明
情緒的安定					
児童の問題行動					
援助を求めめる能力					
精神的安定					
児童への感情					
心的外傷の理解					
虐待を認めている					
反省している					
保護者の問題					
児童の理解					
保護者の自覚					
養育知識・技術					
援助機関との関係					

家庭環境等	虐待の状況					虐待行為がないと判断できる合理的根拠がある	
	親子関係					親子が安心・安定して過ごせる状況がある	
	家族関係					子どもの物理的・心理的居場所がある	
	親族関係					親族との関係に不和、孤立等問題がない	
	経済的問題					定職に就いているなど、経済的問題がない	
	生活環境					子どもの生活が保障されている	
	子を守る人がいる					日常的に児童を守る人が家庭内または近隣にいる	
	近隣との関係					地域、近隣において孤立、トラブルなど問題がない	
	地域の受け皿					保育所、幼稚園、学校等の入園、入学が可能	
	地域の理解					保育所、幼稚園、学校等の理解を得ている	
地域状況	援助機関の支援					援助機関の支援体制等を確認済み	

総合評価

・前回(又は初回アセスメント)以降の改善点

・前回(又は初回アセスメント)以降改善のない点

・当面の援助方針(重点的に取り組む事項)

前回アセスメント時期 年 月 日

前回プログラム作成時期 年 月 日

次期評価予定時期 年 月

図4 在宅援助プログラム

児童氏名 _____ ケースNo. _____ 作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 作成者 _____

児童相談所		月	月	月	月	月	月	月	月
保護者 〔 〕	家訪 (頻度等)								
	来所 (頻度等)								
子 〔 〕	家訪 (頻度等)								
	来所 (頻度等)								
ネットワーク会議									
関係機関の役割		()							
()									
()									
()									
()									

児童相談所における当面の援助目標・援助方針：

sw

～福祉司

cp

～心理

DR

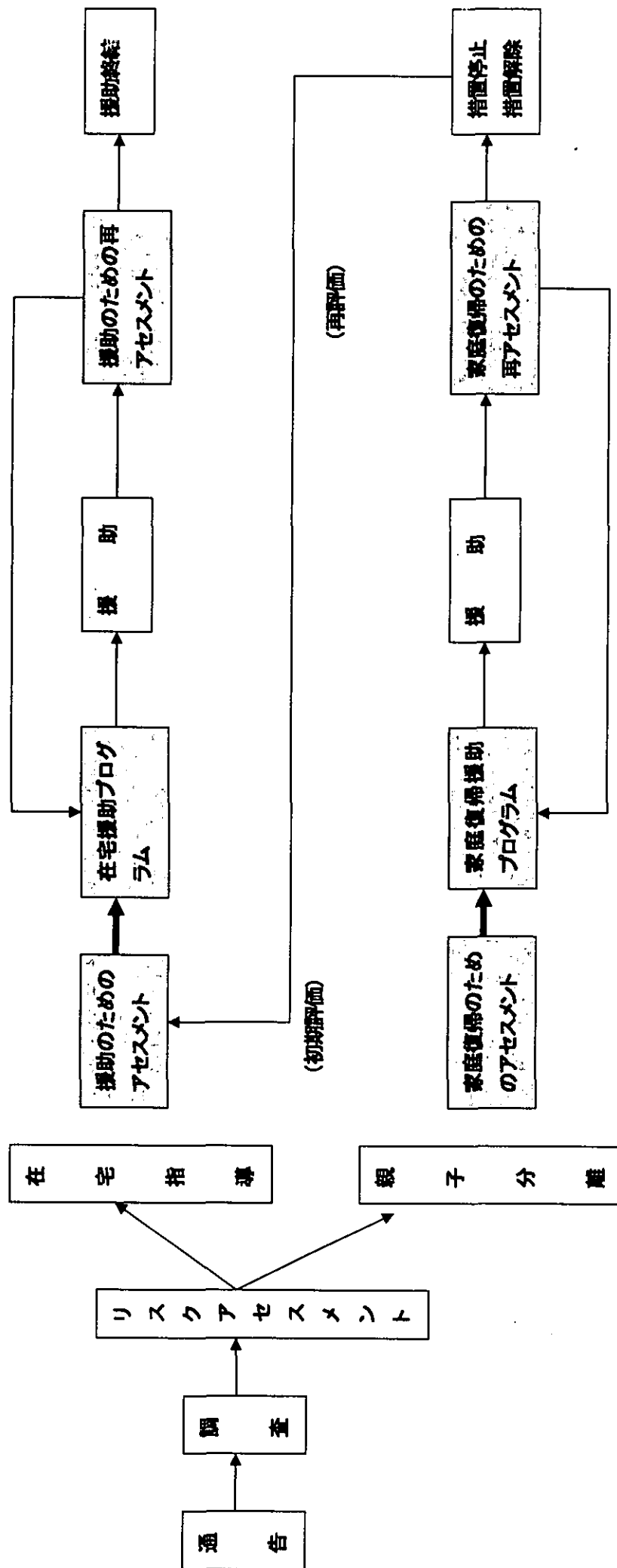
～医師

保

～保健師

今回アセスメント年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
次回アセスメント予定年月 _____ 年 _____ 月 _____ 日

図5 児童相談所における保護者援助フロー図



平成15年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童福祉施設における保護者への援助のガイドラインの作成

庄司順一・安治陽子・澁谷昌史・伊藤嘉余子・才村 純
（日本子ども家庭総合研究所）

研究目的

本研究班の平成13年度の研究において、児童福祉施設においては、保護者への援助に関する明文化された指針をもっているところはほとんどないことが明らかになった。多くの施設では、個々の事例に即した援助を経験にもとづいて行っているように思われた。しかし、保護者への援助に関する一般的なガイドラインの必要性は高いものと思われた。そこで、平成14年度には、保護者への援助に関するガイドラインの素案を作成した。今年度は、ガイドライン素案をさらに検討し、ガイドライン案とし、これを全国の乳児院および児童養護施設で検討してもらい、そこでの意見をふまえてガイドラインとした。

研究方法

1. ガイドラインの目的と内容

われわれが開発した「乳児院・児童福祉施設等における保護者への援助のためのガイドライン」は、虐待により施設入所したケースに対する家族再統合に向けた保護者への援助に関するものである。本研究班での討議から、入所（前）から退所（後）までの時系列にそったケースマネジメントとアセスメントが不可欠であると考えられ、それを行うためのガイドラインとして開発したものである。

内容に関しては別添のガイドラインを参照していただきたいが、次のような構成になっている。

はじめに

I 入所前～入所時
（アドミッションケア）

II 入所中

III 退所前

IV 退所時～退所後

資料

「はじめに」ではガイドラインの目的、保護者への援助の視点と基本的な考え方を述べ、I～IVでは時系列にそって、その時点における援助の「ねらい」と「具体的な取り組み」を述べた。「具体的な取り組み」においては、できるだけ具体的に詳細に記述し、アセスメントとして使えることを意図した。

2. ガイドライン案に関する意見聴取と質問紙調査

ガイドライン案を全国の乳児院と児童養護施設（合計664施設）に送付し、それに意見を書き込んでもらい、返送してもらった。あわせて、ガイドラインの必要性および有用性、平成13年度に行った児童福祉施設における被虐待児童とその保護者の実態、保護者に対する施設での援助の取り組みの実態に関する質問紙調査も実施した（この結果については、本報告書「乳児院・児童養護施設における被虐待児児童の保護者への援助に関する調査（2）」を参照のこと）。

研究結果

165施設からガイドライン案が返送されてきた（回収率24.8%）。うち62施設（送付数の9.3%）からのガイドライン案に、かなり詳細な意見の書き込みがあった。さらに、上記の質問紙調査（回収率48.5%）においても、「保護者への援助を展開するにあたっての今後の課題」および「ガイドラインについての意見、感想」について自由記述を求め、それぞれ192施設（送付数の28.9%）、104施設（送付数の15.7%）から自由記述による意見が収集された。これらの意見の内容は、文章の表現に関するもの、具体的な項目、選択肢の追加、ガイドライン全般に関する意見などであった。

研究班員でこれらの意見一つひとつを検討し、ガイドラインに組み込むべきと判断されたものはとりいれて、ガイドラインを完成した。なお、膨大な意見が寄せられたが、中には、個人的な見解、その施設の立場など、貴重な意見ではあるが、一般化するのには適当でないとみられるものもあった。

考察

質問紙調査にも示されたように、またガイドライン案への詳しい書き込みやガイドライン案の余部の送付を希望する施設があるなど、保護者への援助のためのガイドラインに対する施設の関心は非常に高いものであった。それだけ、保護者への援助が重要な課題となっていることを示している。

ガイドライン全般に関する主な意見には次のようなものがあった。

1. 保護者援助は重要だが、施設には人員の点で、それだけの余裕がない。保護者援助のための人員を配置すべきである。

このことに関しては、平成16年度から家庭支援専門相談員が常勤職員として配置されることになった。重要な改善ではあるが、その

職務内容の検討、規模の大きい施設での複数配置などの要望が出てくるであろう。業務については、本ガイドラインおよび全国乳児福祉協議会で作成した「乳児院における家庭支援専門相談員ガイドライン」が参考になるだろう。また、家庭支援専門相談員など、保護者への援助に関わる職種への研修も求められよう。

2. 児童相談所との連携

施設に入所している子どもやその保護者への援助には児童相談所との連携が不可欠である。ケースについては、児童相談所との間に定期的な連絡、個別の協議等が必要に応じて行われているはずである。施設での援助の方向性を見極めるにも児童相談所の判断を尊重する必要があるし、児童相談所においてもケースのアセスメントには施設の情報が不可欠なはずである。しかし、実際には児童相談所の保護者援助の取り組みや施設との連携の状況は、地域による違いが大きいようである。

このガイドラインは児童相談所にも送付し、施設での援助の考え方を理解してもらう一助となることを期待したい。また本研究班の児童相談所における保護者援助の取り組み（研究協力者 才村 純ほか）について施設関係者もぜひ目をとおしていただきたい。

3. 保護者への援助の困難さと子どもの社会的自立

虐待といっても、決して一つではなく、虐待のタイプ、程度、虐待発生に関わる要因などを整理して考える必要がある。保護者の中には関わりをもつのが困難な人もいるし、子どもとの関係においても家族再統合は困難で、子どもは施設から自立していき、保護者とある程度距離をおいた関わりをもつことが目指されるなどの場合もあることに留意しなければならない。

**乳児院・児童養護施設等における
被虐待児童の保護者への援助のためのガイドライン**

厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）

「被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究」

（主任研究者 庄 司 順 一）

＜ 目次 ＞

はじめに

ガイドラインの目的	154
被虐待児童の保護者への援助の視点	154
保護者に対する「虐待の告知」	154
親子の権利保障一面会の制限について	155
児童相談所との連携－当事者としての協同	155
児童相談所との役割分担	156
関係諸機関との連携－ネットワークの形成	156
援助計画の策定と見直し	156
被虐待児童の保護者への援助の実際	157

I. 入所前～入所時

【援助の概要】	159
【具体的取り組み】	160
1. 情報収集と事前評価に基づく援助計画の策定	160
1-1. 情報収集と事前評価	160
1-2. 援助計画の策定と見直し	165
2. 関係諸機関との連携	165
2-1. 情報の共有と援助計画についての協議	165
2-2. 入所に関する児童相談所との具体的協議	165
3. 入所に向けての施設内部での調整	166
4. 子ども・保護者と施設との関係づくり	166
4-1. 子どもと施設職員の事前面会	166
4-2. 保護者・家族・親族と施設職員の事前面接	167
4-3. 保護者との入所時面接の実施	168
4-4. 子どもと保護者・家族の観察	169
4-5. 子どもと保護者・家族の総合的評価	169

II. 入所中

【援助の概要】	170
【具体的取り組み】	170
1. 初期の評価や援助計画の定期的な見直し	170
1-1. 再評価と援助計画の見直し	170
1-2. 保護者に対する援助計画の説明	170
2. 関係諸機関との連携	171
2-1. 児童相談所との連携	171
2-2. ネットワーク会議	171
3. 保護者・家族への援助	171
3-1. 保護者への援助の視点	171
3-2. 連絡・通信	173
3-3. 家庭訪問	173
4. 親子交流プログラムの展開	174
4-1. 保護者の意向や状態の確認	174
4-2. 子どもの意向や状態の確認とケア	174
4-3. 約束の履行とトラブルへの対応	175
4-4. 面会	175
4-5. 外出	180

4-6. 外泊	181
4-7. 宿泊体験等	183
5. 援助の効果についての評価-子どもと保護者との関係についての見極め	183

Ⅲ. 退所前

【援助の概要】	184
【具体的取り組み】	184
<u>A) 家庭復帰の場合</u>	
1. 家庭復帰の見極めについての協議	184
2. 家庭復帰の準備	185
2-1. 親子交流プログラムの仕上げ	185
2-2. 退所に向けた家族の準備への援助	185
3. 退所後のサポートネットワークの準備	186
<u>B) 里親委託の場合</u>	
1. 里親委託についての協議	187
2. 里親委託の準備	187
2-1. 里親との交流	187
2-2. 里親への援助	187
3. 退所後のサポートネットワークの準備	187
<u>C) 子どもが自立する場合</u>	
1. 自立への援助	187
2. 保護者との関係の調整	190
3. 退所後のサポートネットワークの準備	190

Ⅳ. 退所時～退所後

【援助の概要】	191
【具体的取り組み】	191
<u>A) 家庭復帰の場合</u>	
1. 退所時点での対応	191
2. フォローアップ	192
2-1. フォローアップの内容と方法	192
<u>B) 里親委託の場合</u>	
1. 退所時点での対応	193
2. フォローアップ	193
<u>C) 子どもが自立する場合</u>	
1. 退所時点での対応	193
2. フォローアップ	194
資料1 「家族支援のためのチェックリスト」	195
資料2 「家族支援のためのチェックリスト～評価のための基準尺度～」	196
資料3 「面会時の対応」	199
資料4 「情報の整理と評価」	200

<文献>	201
------	-----

はじめに —保護者援助の基本的な考え方と留意点—

ガイドラインの目的

乳児院、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設においては、虐待を受けた子どもの増加にともない、子どものケアと同時に保護者への援助が重要な課題となっている。

子どものケアは、心理療法担当職員などの配置により、対応が進みつつある。これに対し、虐待をする保護者への援助については、未だ十分には検討が進んでいない状況にある。もちろん、それぞれの施設ではいろいろ工夫しながら保護者と関わっている。しかし、保護者への援助のあり方に関して明文化されたガイドラインをもっているところはほとんどない。さらに、個々の乳児院、児童養護施設等でガイドラインを作成するための参考となるような、一般的なガイドラインもない。

ここに示すガイドラインは、私たちの研究班（「被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究」主任研究者 庄司順一）で検討を重ねたもので、乳児院、児童養護施設等で被虐待児童の保護者への援助をおこなう上での、基本的な考え方、および具体的な対応方法を述べたものである。このガイドラインは、それぞれの施設で独自のガイドラインを作る際に参考にしていただけるものとして作成された。よりよい援助を行うために留意する点や必要な項目を追加し、あるいは子どもの発達段階ごとに内容を整理して、独自のガイドラインを作成し、活用していただきたい。

被虐待児童の保護者への援助の視点

まず、保護者に対して「指導」というのではなく、「援助」「支援」という視点にたつことが必要である。保護者を理解し、信頼関係を築くこと、その信頼関係に基づいて保護者と協同していくことが非常に大切だからである。

また、保護者への援助は、必ずしも家族と一緒に生活できるようになること（狭義の「家族の再統合」）を唯一の目標として行われるものではない。ケースによっては、子どもが施設を退所した後、家族（親子）が家族（親子）であることをともに自覚しつつ、交流を持ちながらもそれぞれある程度の距離をおいて生活すること、あるいは保護者が子どもにとっての社会資源の役割を果たすようになること（例えば大学に進学する場合の費用を負担すること）が、保護者への援助の長期的な目標となる場合もあろう。

保護者への援助を考えるうえで留意しなければならないことは、虐待をする保護者にはさまざまなタイプや程度があり、虐待の発生に結びつく要因、保護者や家族の健全さなどもそれぞれ異なる、ということである。保護者への援助においては、それらを十分に考慮し、個々のケースに合わせた援助を進めていく必要がある。例えば、保護者に精神的な障害があるといった場合には、家族や親族をはじめとする重要な関係者（後見人的存在）の協力を求めるなど、周囲の社会的資源を可能な限り活用していくことが不可欠である。

そして、現実には援助が困難なケースがあることも知っておかなければならない。暴力的な言動、一方的な要求、面談・面会の約束を守らないなど、協力関係をもつことが困難な保護者もいる。保護者への援助は決して容易な課題ではない。

保護者に対する「虐待の告知」

告知は、基本的には児童相談所の役割である。実際の告知にあたっては、必ずしも「虐待」ということばを使う必要はない（むしろ意図的に避けておいた方がよい場合もあろう）。「親として不適切な行為である」「それによって子どもの心身に悪影響が生じている」など表現は様々なものが考えられるが、いずれにしても、何らかの不適切な養育が行われていたこと、さらに、今後はその改善に向け一緒に取り組んでいくことになる旨を、明確にわかりやすく伝えておくことが大切である。

施設にとっての「虐待の告知」の意味は、入所（親子分離）理由を明確化することであり、さらには、その理由についての認識を保護者と施設で共有し、これからの援助関係を築いていく出

発点とすることにある。また、保護者が子どもに対して謝罪の気持ちを持ったり、自らの問題性を振り返ったりすることにつながる重要なステップでもある。施設にとって重要なことは、児童相談所が「虐待の告知」をしたのかどうか、した場合はどのような形でしたのか、その際の保護者の反応はどうであったか、告知をしなかった場合には、どのような理由でしなかったのかを児童相談所に確認することである。

「虐待の告知」を行わない場合、施設への入所（親子分離）理由が曖昧になったり、保護者と児童相談所、施設間で認識のずれが起きたりする可能性が高くなる（保護者が「この子に問題があるから施設にお願いしたのだ」と主張するなど）。ひいては、入所後の援助目標を保護者と共有できない、親からの強引な引き取り要求によるトラブルが起こりやすい、といった問題が生じてくることになる。

いわゆる28条ケースなどでは、児童相談所が強制介入した結果、仮に児童相談所側が告知したとしても保護者は認めず、虐待の事実認定をめぐる激しい争いになることも予想される。こうした場合でも、不適切な養育状況にあったことについての根拠ははっきりと把握しておき、必要に応じて援助者側から保護者へ伝える努力をしておかなければならない。

親子の権利保障－面会の制限について

虐待ケースにおける対応では、面会の制限が必要な場合がある。施設や児童相談所が「面会させたくない」と思っても、子どもに会うことは親の権利であり、親に会うことは子どもの権利である。何よりもまず、これらの権利は簡単に制限できるものではないということを忘れてはならない。権利を制限するのならば、その根拠を明確にして保護者と子どもに説明しなければならない。保護者に対しては、面会させられないのはどうしてか、面会の制限はいつまでか、どうしたら面会が可能なのか、これらを具体的に言語化して伝えることが必要である。

「これらは本来、児童相談所の仕事である」との考え方もあるだろう。しかし、施設には児童相談所と協同して、これらの援助を行っていくことが求められている。

児童相談所との連携－当事者としての協同

「施設は子どもの処遇で精一杯であり、保護者への援助は児童相談所の仕事である」との考えがあるかもしれない。しかし、保護者への援助と子どもの処遇は、「子どもの最善の利益を優先する」という共通の目標を有しており、本来一体のものである。児童相談所と施設は、双方とも当事者として、協同しながら親子への援助を行うべきである。施設と児童相談所が、役割を分断して相互に独立に援助を展開するのではなく、援助のあり方について十分に協議し、援助を担う両輪となって共に援助を進めていくことこそ、必要であろう。どの援助機関においても一貫した援助が得られるという状況は、保護者に安心と信頼を感じさせることにつながる。このような丁寧なかかわりを通して、最初は反発するだけだった保護者にも施設や児童相談所に対する信頼感が生まれる、そしてそれを大きくしていく、これが援助の核になるものといえるであろう。

児童相談所との連携は、入所前から退所後までのいずれの時期においても重要である。例えば、入所前から入所時には、そのケースについての様々な情報収集が必要になるが、施設と児童相談所が連携し、保護者への情報の聴き取りが重複しないようにすることが大切である。保護者への聴き取りにおいて、すでにどのような情報が収集され、さらに必要とされる情報はどのようなものであるのか、相互に把握しておくことが必要である。また施設は、児童相談所が保護者に対して、施設入所についてはどのような説明をしたのか、虐待の告知はどのようにしたのかなど、援助の出発点になる事柄について、よく確認することも必要である。相互の情報の共有と、援助方針や援助計画についての協議を綿密に行うことによって、援助をより円滑に開始することができる。

入所後は、児童相談所での保護者援助がどのように進展しているのか、施設はどのように保護者を受け入れているのか、保護者や子どもの変化を相互に確認しながら、協同で援助計画の見直しをしていく必要がある。退所の見極めの段階になって、児童相談所と施設との間で意見の食い違いが起こることがあるが、入所前から入所時、入所中と緊密な連携を取りながら、援助の段階